

16 軽油引取税

(1)軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	1,101,988	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	188,116	
差 引	(①-②) ③	913,872	
欠減量	特 約 業 者 分	1/100	
	元 売 業 者 分	0.3/100	
	計	④	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	8,341	
その他(申告納付等)の分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	137	
	そ の 他	1,566	
	小 計	⑥	
	課税対象と数量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	130
そ の 他		231	
小 計	⑦		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,342	
合 計	⑤+⑧	906,873	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本店の数 1 登録事務所等の数 18 86	
	特 約 業 者	本店の数 71 登録事務所等の数 205 495	
	計	本店の数 72 登録事務所等の数 223 581	
	仮 特 約 業 者	本店の数 - 事務所等の数 -	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、平成28年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	13	4	1
	特 約 業 者	6	17	106	25	11
	計	6	17	119	29	12
引 取 数 量	12,823,615	153,031,074	506,590,676	298,599,955	21,607,971	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,081,371	9,963,507	50,535,342	95,242,835	4,525,396	
差 引 課 税 標 準 量	10,742,244	143,067,567	456,055,334	203,357,120	17,082,575	
申 告 納 付 等	53,592	200,570	153,205	393,840	32,081	
合 計 課 税 標 準 量	10,795,836	143,268,137	456,208,539	203,750,960	17,114,656	
調 定 額	346,546	4,598,907	14,644,294	6,540,406	549,380	

(特別徴収義務者数は、平成28年2月末日現在。)